

4.2 上・下水道事業の取扱い

上水道（簡易水道）事業の取扱い

- (1) 上水道（簡易水道）の会計については、合併時に統合し企業会計とする。上水道（簡易水道）の電算システムについては、合併時に統一する。
- (2) 水道所管部署を設置し、上水道と簡易水道の係を置く。
- (3) 上水道（簡易水道）の使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 加入金については、合併までに調整する。
- (5) 施設維持については、新市において調整する。
- (6) 整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- (7) 台帳については、新市において調整する。資産については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- (8) 公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるものとする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。

下水道事業の取扱い

- (1) 公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、服務、財務及び経理については、阿蘇町の例による。
- (2) 使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 整備計画については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- (4) 台帳については、新市において調整する。
- (5) 資産については、新市に引継ぐ。

4.3 学校教育関係の取扱い

- (1) 学校の統廃合については、新市において児童生徒数の推移により、必要に応じ計画的に実施を行う。
- (2) 特殊学級の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 学校の施設整備については、新市において学校施設整備計画を策定し、計画に沿って整備を行う。
- (4) 新市において基金を創設し、高校、大学（短大）、専修学校の学生・生徒を対象とする奨学金制度を設立する。